相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県鯖江市定次町第三号九番地、最後の住所福井県鯖江市定次町第三号九番地
被相続人　亡　岸本　和俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月六日
福井県越前市蓬莱町六番二四号
相続財産管理人　弁護士　山本晋太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市岐阜町九六番地、最後の住所岐阜県岐阜市茜部野瀬三丁目五〇番地
被相続人　亡　馬淵　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月六日
岐阜市今小町三番地　足立法律事務所
相続財産管理人　弁護士　足立　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県清須市須ヶ口三五五番地、最後の住所愛知県清須市須ヶ口六三番地六
被相続人　亡　後藤　時寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月六日
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番三六
ＮＵＰフジサワ丸の内ビル六階
相続財産管理人　藤田　靖人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市鶴見区放出東二丁目七番、最後の住所大阪府大阪市鶴見区放出東二丁目七番一八号
被相続人　亡　新谷　直子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月六日
大阪市中央区平野町一丁目八番一五号マルイト平野町ビル三階　樹陽法律事務所
相続財産管理人　弁護士　牧　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県日田市大字高瀬五七〇番地一、最後の住所福岡県大野城市中三丁目一六番一九号
被相続人　亡　渡邊　真一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月六日
福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三―三〇五号
相続財産管理人　司法書士　坂田　亮平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市南区老司四丁目六一七番地二三、最後の住所福岡市南区老司四丁目一六番一号
被相続人　亡　松村　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月六日
福岡市早良区西新四丁目六番一五号二階
相続財産管理人　司法書士　大平　幸輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県飯塚市下三緒一九七番地、最後の住所福岡市早良区南庄二丁目一一番一五―三〇一号
被相続人　亡　大野　拓志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月六日
福岡県筑紫野市二日市中央五丁目一四番一七号
相続財産管理人　司法書士　山下　佑介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県いちき串木野市曙町八一番地、最後の住所鹿児島県いちき串木野市曙町八一番地
被相続人　亡　宇都キヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月六日
事務所鹿児島市中町一一番四号熊谷ビル四階弁護士法人鹿児島中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　本田　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県うるま市字田場七六番地、最後の住所沖縄県うるま市字田場七六番地
被相続人　亡　島袋　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月六日
沖縄県沖縄市松本三丁目三番一七号
相続財産管理人　弁護士　平田　達彦

無縁墳墓等改葬公告

当寺院納骨堂に収蔵された左記の遺骨について改葬することになりましたので、納骨堂の使用者等、死亡者の縁故者及び遺骨に関する権利を有する者は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までに申し出のない場合は、無縁仏として無縁墓へ改葬することとなりますので、ご承知下さい。

平成二十九年三月六日
一、納骨堂所在地　千葉県八千代市高津一三四七番地　観音寺霊苑
二、死亡者の氏名、死亡日及び本籍　石崎某の水子　死亡日平成十三年頃　本籍不詳、石山ヨネ子　死亡日平成九年十一月二十一日　本籍不詳、井上某と佐野某の水子　死亡日平成十七年頃　本籍不詳、宇津野初美　死亡日平成九年三月二十日　本籍千葉県習志野市袖ヶ浦二丁目三番地、江野澤ナミ　死亡日平成六年九月二十一日　本籍千葉県八千代市高津一三六〇番地、菊池和子　死亡日昭和二十七年十一月十四日　本籍不詳、菊池キミ子　死亡日平成五年三月六日　本籍不詳、小林仁　死亡日平成十年二月六日　本籍不詳、佐々木勇　死亡日平成三年一月頃　本籍千葉市花見川区こてはし台三丁目一二番地の一五、佐藤某の水子　死亡日平成二年三月頃　本籍不詳、高橋なつ　死亡日平成四年十一月九日　本籍千葉県八千代市大和田一七〇番地三六、高橋浩二　死亡日平成十三年一月十一日　本籍千葉県八千代市大和田一七〇番地三六、直井光子　死亡日昭和六十三年五月十二日　本籍不詳、仲間某の水子①　死亡日平成十三年頃　本籍不詳、仲間某の水子②　死亡日平成二十年頃　本籍不詳、畠山某の遺骨　死亡日不詳　本籍不詳、不詳水子　死亡日不詳　本籍不詳
三、改葬を行おうとする者　千葉県八千代市高津一三四七番地　宗教法人観音寺　住職　関　琢磨

任意清算公告

当社は、平成二十九年二月十五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月六日
奈良県北葛城郡王寺町元町三丁目二五〇七番二
合資会社オフィスアイティオ
代表社員　伊東　茂

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することにしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出ください。

平成二十九年三月六日
東京都港区赤坂四丁目二番一三号
株式会社大沢事務所
代表取締役　大澤田鶴子

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株式の種類及び数　株券の番号
角谷美佐子　東京都世田谷区桜五―三一―二〇―三〇三　普通株式二株　無